

平成30年度 第1回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成30年11月19日(月) 午後2時02分～3時03分
- 2 開催場所 石川県庁 14階 第1405会議室
- 3 委員の出席 10名中8名出席
- 4 協議会の概要
開会挨拶：山下農林水産部次長兼水産課長
議 事：事務局から各委員の紹介。次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

(1) 会長及び会長代理の選任について

会長に勝木委員、会長代理に濱田英一委員が選出された。

(2) 平成30年度遊漁・海面利用担当者日本海ブロック会議について

事務局

平成30年11月13日(火)に新潟県で開催された平成30年度遊漁・海面利用担当者ブロック会議における議事内容のうち、各都道府県の海面利用協議会の現況、遊漁船業業務規程の改正点、クロマグロの資源管理について説明した。

【説明内容】

①都道府県海面利用協議会等の設置・活動状況について

近年、都道府県の海面利用協議会は縮小傾向にあるが、水産庁の見解は、形式を問わず漁業者・遊漁者・その他海洋性レクリエーションを行う者が一同に会し意見交換ができる機会を設けることが大切であるとのことであった。

②遊漁船業業務規程の改正について

近年、遊漁船業における磯・瀬渡しの際の転落事故が多かったことから、本年2月に運輸安全委員会委員長から水産庁長官に対し、遊漁船の衝突事故の防止に関する意見が出されたことを受け、10月22日付けで遊漁船業の業務規程例が改正された。

主な改正点は、瀬渡し後の定期的な巡回の実施、救命浮環の保管場所及び使用方法の周知、落水者の引揚げを補助するはしご等の設置、落水者の救助を想定した定期的な訓練の実施等の落水者救助の実践を目的とした内容が盛り込まれたこと。

県は、今後本県に登録している遊漁船業者に対して改正の主旨及び業務規程の改正について通知する予定である。

③クロマグロの資源管理について

クロマグロの資源管理が本年7月から海洋生物資源の保護及び管理に関する法律に基づく国の管理となった。これにより、採捕量の上限に近づいた時点で、遊漁者に対しても国や都道府県から採捕停止命令が発出され、これに反してクロ

マグロを採捕した場合は罰則が適用される場合がある。このため、遊漁者には釣りをする際に当該海域のクロマグロに関する情報を水産庁や都道府県のホームページで確認して欲しいとのことであった。

(3) 遊漁船業について

事務局

今年、本県で遊漁船業を営む者が飲酒をして遊漁船業を行っているとの情報が水産課に入ったことから、すべての登録遊漁船業者に対し法令遵守の通知を行った。

委員

- ・遊漁船業という乗客の命を預かる業は、遊びの釣り船とは異なり、特に厳しく指導しなければならない。
- ・海上における飲酒は陸上の飲酒運転とは法律の仕組みが異なり、明確な飲酒検知指数等の定めがなく、飲酒の事実確認や検挙が難しいので、法令の基準を高めていくような気運を盛り上げていきたい。

事務局

- ・遊漁船業は5年ごとの更新で、5年に1回業務主任者講習を受けなければならないこととなっている。本県でも年4回ほど開催されるので、そういった機会に飲酒の禁止やライフジャケットの着用等の法令遵守を呼びかけていく。

(4) 海釣りのルールについて

事務局

- ・県では「海釣りルール・マップ」を作成し、まき餌や定置網における禁止事項、トローリングの禁止や釣りをする際のマナーについて、あらゆる機会に周知・指導を行っているが、未だに漁協を通じて苦情がある。
- ・七尾湾においては、禁止となっている定置網の周囲で釣りをする遊漁者が絶えず、漁業者の迷惑となっていることから、県では周知、指導を実施している。
- ・ミニボートと呼ばれる長さが3m未満、エンジンの馬力が2馬力以下の国土交通省への船舶登録義務が無く、免許も不要な船で遊漁を行っている者のトラブルが増えている。

委員

- ・釣りをする者の陸上でのマナーは以前に比べて良くなった気はするが、海への空き缶の投げ捨て等は減っていない。
- ・遊漁者等に注意・指導するには、理由を理解していただくことが必要で、県が作成したパンフレットの標示及び配付は効果的である。
- ・漁業者は、ミニボートには事故予防のために近づかないようにしているが、早朝の薄暗い時に無灯火で航行しているものについては視認しにくく、衝突事故の危険性が高い。